

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 と指定計画相談支援・指定障害児相談支援との連携について

プログラム

NO	時間		項目	担当
1	10分	15:10～15:20	【導入】 パネリスト紹介 シンポジウムの主旨説明	菊本氏
2	10分	15:20～15:30	サービス管理責任者と相談支援専門員との連携に関わる現状・課題・期待（主に就労支援の立場から）	石本氏
3	10分	15:30～15:40	サービス管理責任者と相談支援専門員との連携に関わる現状・課題・期待（主に生活支援の立場から）	酒井氏
4	10分	15:40～15:50	相談支援専門員とサービス管理責任者との連携に関わる現状・課題・期待（主に相談支援の立場から）	富岡氏
5	25分	15:50～16:15	【セッション】 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者と指定計画相談支援・指定障害時相談支援との連携について	進行：菊本氏 石本氏・酒井氏・富岡氏
6	3分	16:15～16:18	パネリストによるまとめのコメント	石本氏・酒井氏・富岡氏
7	2分	16:18～16:20	まとめ	菊本氏

オープニング

【パネリストご紹介】

酒井京子氏 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

大阪市職業リハビリテーションセンター 所長

石本伸也氏 社会福祉法人もえぎの会

共同生活援助事業所 グループホームライフ 業務執行理事

富岡貴生氏 社会福祉法人唐池学園 貴志園施設長

進行：菊本圭一氏 社会福祉法人けやきの郷 業務執行理事

そもそものお話

- ・ 指定特定相談支援ならびに指定障害児相談支援については指定基準において「遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければならない」とあり、サービス提供事業者へサービス等利用計画を交付することになっている。

- ・ 障害福祉サービス事業所においては令和6年4月より、指定基準において「当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない」（他サービス準用）となった。

- ・ 令和6年度報酬改定検証調査において、サービス提供事業者からの個別支援計画の報告件数の割合は47.8%であった。

○利用者を中心として支援チームが協働していくことの重要性については、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修においても、強調してきた点

○この度、指定基準に位置づいたことによって、さらなる促進が期待されるところ

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務

(障害者総合支援法第42条)

第42条

- 1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等々の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。
- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

どのような事業所においても

記録がない = 支援をしていない

個別支援計画書は連携ツール①

○【例え話】 サービス等利用計画書と個別支援計画書

建築業界において、「設計図」とは、設計者がお客や公的機関に提出する為に作成する図面で、部屋の広さや高さ、仕上げ、形状がわかる図面です。

「施工図」は、設計図を元にして、壁の厚さ、芯の振分け、天板の巾、材料の厚さ、高さなど 実際の現場を管理する人が必要な寸法を決定しながら作成する図面です。

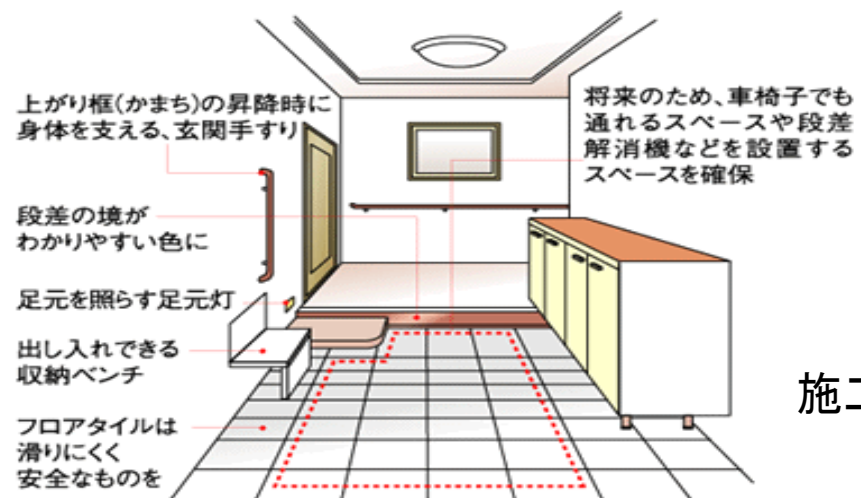
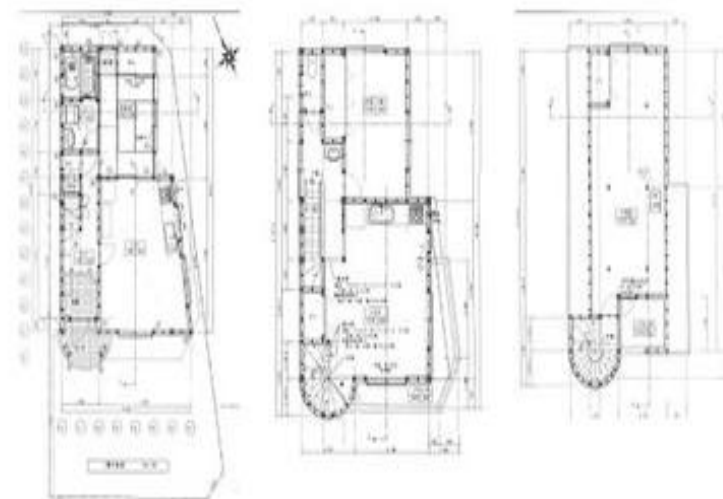
この図面を元に、各職種が材料の手配、加工などを行います。

ひとつの家を作り上げるには、複数の職種の仕事とうまく調和していなければなりません。大工さん、建具屋さん、クロス屋さん、設備屋さん、電気屋さん等、複数に及びます。

それぞれが自分の仕事以外の寸法や形状を理解しなければ、自分の仕事が納まらなくなってしまうたり、せつかくの手配品を作り直すことになったりするのです。

上記の「設計図」を「サービス等利用計画書」に、「施工図」を「個別支援計画書」に置き換えると、「サービス等利用計画書」と「個別支援計画書」の関係性が理解しやすくなります。

設計図



施工図

サービス等利用計画書



総合的なニーズ

「パン屋さんで働いて、
ホームで暮らしたい」

(設計図)

連
動

備
考

個別支援計画書

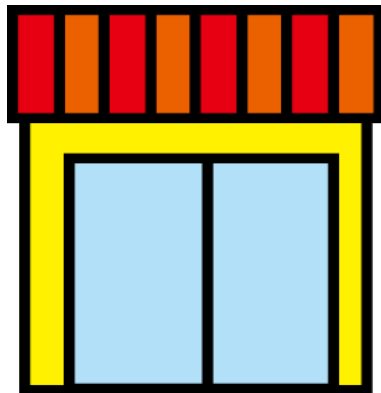
個別支援計画書

個別ニーズ「パン屋さんで働きたい」

個別ニーズ「ホームで暮らしたい」

(施工図)

(施工図)



なぜ連携が必要なのか

利用者ニーズに基づいて、質の高いサービス提供をするため、以下のような場合に連携は必要不可欠になる。

- ・利用者ニーズは、常に変化するもの。新たなニーズへの対応ができなかったり、応えようとしない場合。（漫然としたサービス提供）
- ・個別支援計画書に「実現できなかったニーズ」、「反映できなかったニーズ」がある場合。
- ・事業所としての関わりが部分的で、生活の全体像が見えない場合。
- ・複数のサービスを使い分けて、生活している利用者の場合。

そもそものお話 ②

・ サービス等利用計画と個別支援計画の整合性を保つことで、適切なサービス提供が可能となり、モニタリングにより支援の質が向上することが期待されます。例えば、サービス開始後の支援がスムーズに進めることや、支援の困難性が想定されるような利用者の場合などには、支援者を増やし多角的かつ総合的に支援するチームを形成する際に、適切なサービス等利用計画と個別支援計画をもとチーム支援を行うことがとても重要です。

各事業所において、提供されているサービスの質的向上を図り、障害のある方の希望する生活の実現には、サビ児管と相談支援専門員の連携を基礎にチームアプローチの徹底が求められています。

このように相談支援専門員とサービス管理責任者に、上下関係はなく、連携・協働して両計画を作成していくことで、サービス提供の向上に努める立場なのです。

サービス管理責任者と相談支援専門員 との連携に関わる現状・課題・期待

～主に就労支援の立場から～

社会福祉法人 もえぎの会
業務執行理事 石本伸也

サビ児管と相談支援との連携について

1. 障害者権利条約について

2. 障害者福祉のこれまでの変遷

3. 地域移行・地域生活の支援について

障害者権利条約について（条約とは）

条約とは、文書にによる国家間の合意全般をさすことです。

条約は、国会承認を得て、内閣が締結し、天皇が公布します。

法形式や成立手続きは全て同じです。憲法には「誠実に厳守する」

と定められていることや、国内法規と同様に天皇が公布する

こともあって、日本では国内でも効力が認められています。

条約と、憲法や法律とを比べたとき、どれが優先されるのか。

憲法と条約の関係については一般的には憲法が優位とされています。

条約と、法律に関しては、条約は国会承認がある点、法律に劣る

ところはないうえ、国際的な約束事であり、憲法も誠実な厳守を

求めているという事情から、条約の方が優位と考えられています。

つまり、憲法＞条約＞法律の順に優先されるということです。

日本国憲法



国際条約



各種国内法

障害者権利条約について

障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、2007（平成19）年9月28日に署名した。

国内では、条約締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者等の意見も踏まえ、政府は2009（平成21）年12月、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に国内制度改革を進めていくこととした。これを受け、『**障害者基本法**』の改正（2011（平成23）年8月）、『**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律**』の成立（2012（平成24）年6月）、『**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**』の成立及び『**障害者の雇用の促進等に関する法律**』の改正（2013（平成25）年6月）など、**様々な法制度等の整備が行われた。**

これらの整備により一通りの国内の障害者制度の充実がなされたことから、2013（平成25）年10月、条約締結に向けた国会での議論が始まり、同年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において、全会一致で承認され、2014（平成26）年1月20日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月19日に我が国について発効した。

障害者権利条約について（抜粋）

○意思決定過程における障害当事者の関与

条約の第4条（一般的義務）では、締約国は障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させるよう定めています。また、第35条（締約国による報告）では、条約に基づき設置されている「障害者の権利に関する委員会」に対する報告を作成するに当たり、先の第4条の規定に十分な考慮を払うこととされています。

これらの規定には、いわゆる“**Nothing About Us Without Us**”（**私たちのことを、私たち抜きに決めないで**）の考え方を背景として、**障害当事者の声を重視するというこの条約の特徴が表れています。**

第四条（一般義務）

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる

障害者権利条約について（抜粋）

○自立した生活・地域社会への包容

条約の第19条（自立した生活及び地域社会への包容）では、締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障害者が、この権利を完全に享受し、地域社会に完全に包容され、参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとることを定めています。

第十九条（自立した生活及び地域社会への包容）

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

（a） 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに**特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。**

（b） 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために**必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。**

（c） 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

障害者福祉のこれまでの変遷

平成15年度の支援費制度以降、障害者福祉サービスは「施設中心」から「地域生活支援」へと大きく舵を切り、**利用者の自己決定にもとづく地域での暮らしを支える仕組み**へと変遷してきました。

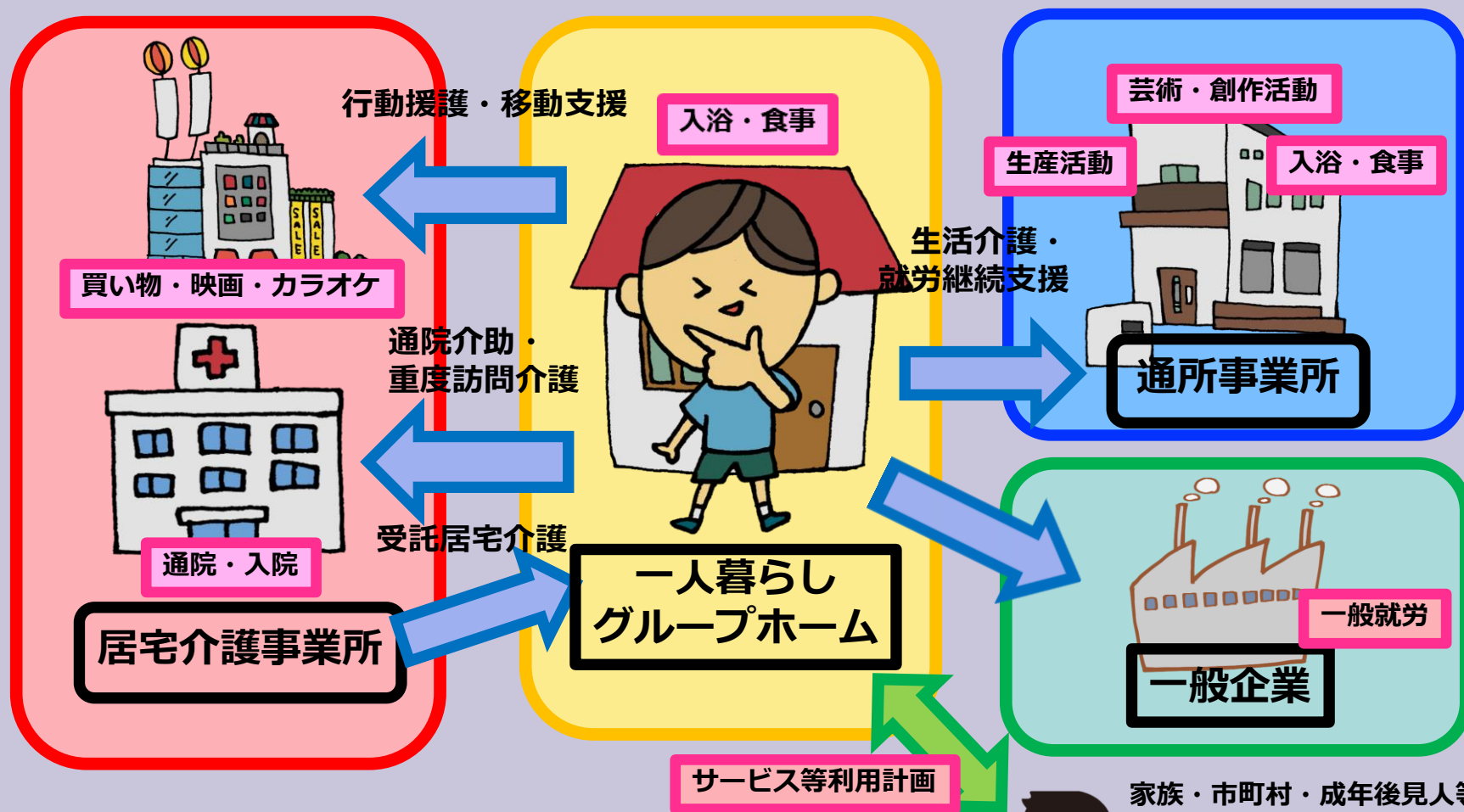
平成18年の障害者自立支援法では、身体・知的・精神の制度が一元化され、居宅介護や重度訪問介護など**地域生活を支えるサービスが創設**されました。

平成24年度からの障害者総合支援法では、地域移行支援・地域定着支援が導入され、入所施設や病院から地域への移行を後押しするとともに、**相談支援専門員によるサービス等利用計画が義務化され、個々の意向に基づいた支援計画を軸に地域生活を支える体制が整えられました。**

平成30年の障害者差別解消法により合理的配慮の提供が進み、地域で暮らし続けられる環境整備が加速。さらに令和に入り**相談支援の役割が拡大し、包括的な地域支援体制づくりや地域共生社会の実現に向けた重層的支援が推進されています。**その目的は「**地域でその人らしく暮らし続けられるよう、切れ目のない相談支援と多様な地域資源を結びつけること**」にあります。

これまでの障害者福祉の変遷は、支援費制度以降、**地域生活を支えるため在宅サービスを充実させるための改正でありました。**

地域移行・地域生活の支援について



サービス事業所と相談支援事業所は
車の両輪。どちらが欠けも地域生活はうまくいかない。



家族・市町村・成年後見人等、
その他の関係機関との連絡調整

指定相談支援事業所

サービス管理責任者と相談支援専門員との 連携

～主に就労支援の立場から～

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
大阪市職業リハビリテーションセンター
酒井 京子

現状

・令和6年度報酬改定検証調査において、サービス提供事業者からの個別支援計画の報告件数の割合は47.8%であった。



あなたの事業所、法人でのサービス等利用計画書と個別支援計画書のやりとりは？

当法人では・・・

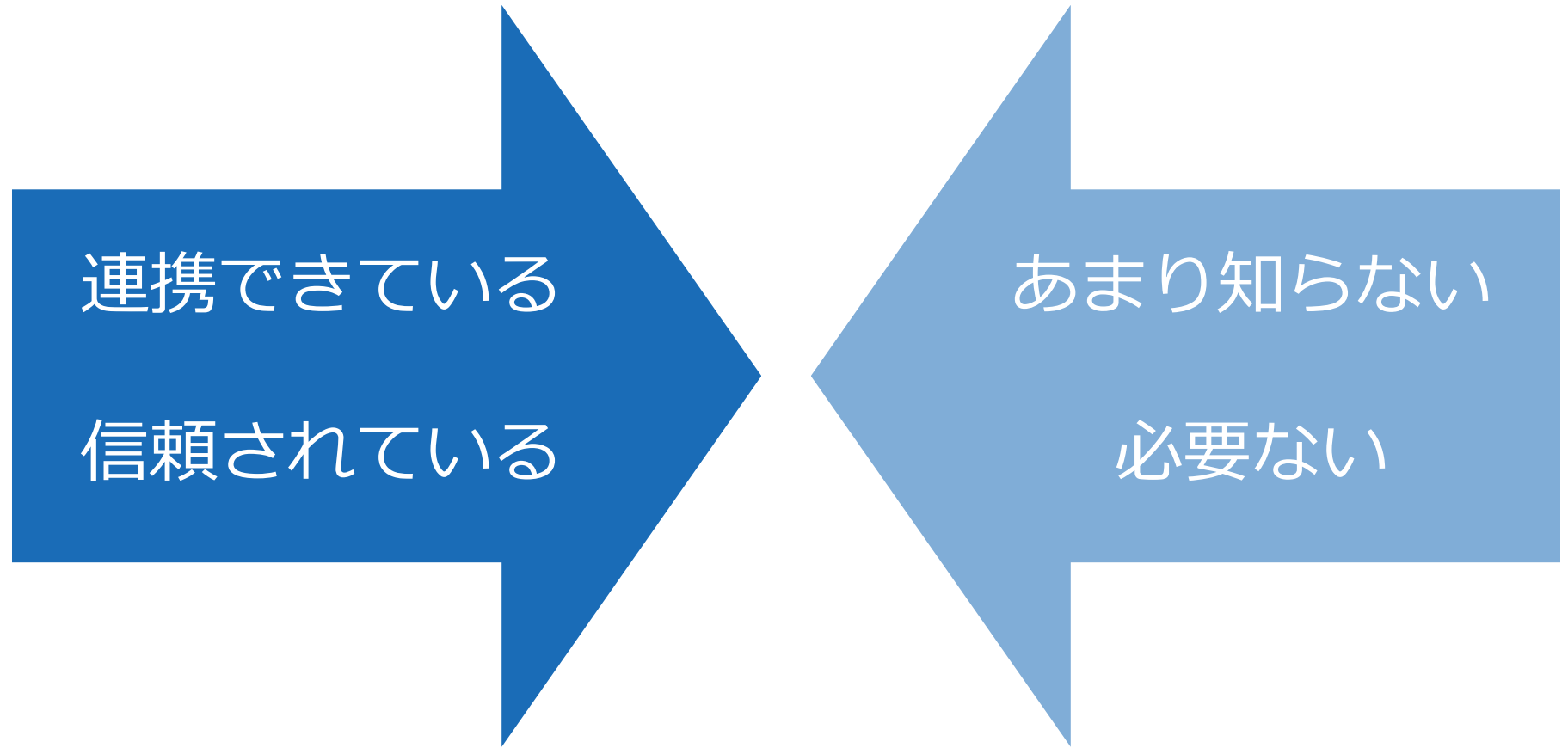
- ・顔の見える関係を築けているのは一部の相談支援専門員のみにとどまっている

個別支援計画書・サービス等利用計画書などの書類のやりとりを通しての連携にとどまることも・・・

- ・モニタリングのタイミングが合わないことが多い（3～6か月）
→モニタリングの機会はサビ管と相談支援専門員が連携する
絶好のチャンス

・

お互いを知る



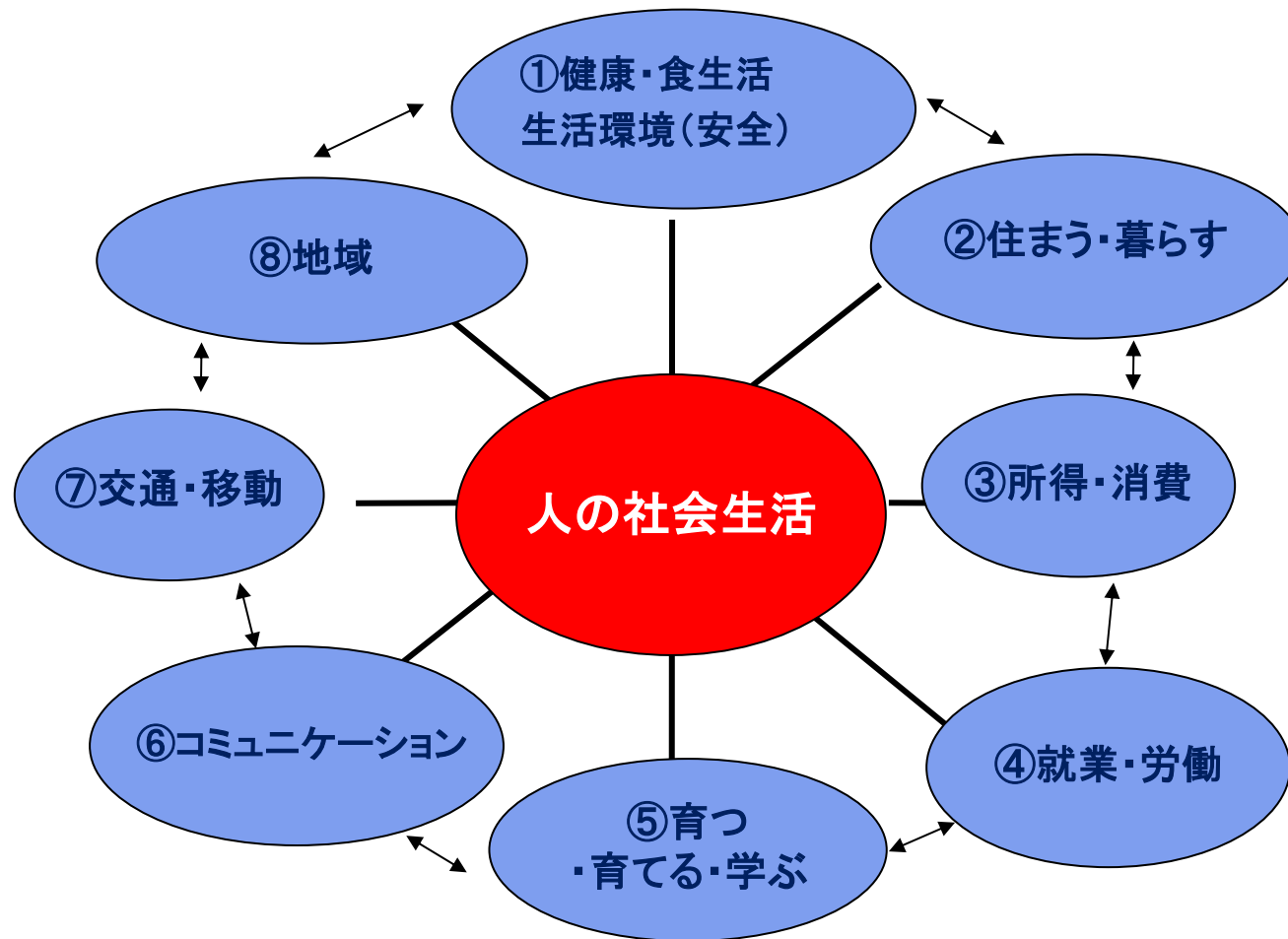
サビ管から相談支援に期待すること

- ・ 相談支援員は地域の社会資源を把握しているので、その資源についての情報をもらえると嬉しいです。例えば、自立訓練を利用している人が次のステップにうつるときに本人が成長するための資源のアドバイスなど

- ・ 相談支援員に利用者の報告をすることで、客観的な視点や自分たちが知らなかった制度面でのアドバイスをもらえたりします。毎日接するなかであたり前になっていたり見逃したりするなかで、外部の相談支援員さんの客観的で広い視点で

サビ管から相談支援に期待すること

社会生活の多様性



就労選択支援事業が始まると・・・

地域での人の流れ、動きが変わることを期待

固定的→多様な選択肢

就労選択支援事業者のアセスメントを共有することにより

- ・ 相談支援の側のアセスメントの深化
- ・ 福祉サービス事業所のアセスメントの深化
- ・ 支援内容への反映

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例

就労選択支援 利用前

サービス利用支援費
(基本報酬)

相談支援事業者

アセスメント

サービス等利用計画案等

サービス等利用計画等

サービス担当者会議

支給決定(市町村)

交付

利用契約(利用開始)

(アセスメント)
作業場面等を活用した状況把握

多機関連携によるケース会議

事業者等との連絡調整

アセスメントシート作成

(就労選択支援事業者)

利用者本人の参加

就労選択支援 利用中

指定特定相談支援事業者が「多機関によるケース会議」に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」を算定

提供

就労選択支援 利用後

サービス利用支援費
(基本報酬)

サービス等利用計画案等

サービス等利用計画等

サービス担当者会議

支給決定(市町村)

交付

利用契約(利用開始)

アセスメント

個別支援計画の原案

個別支援計画

交付

サービス提供時の
モニタリング

(サービス提供)
個別支援計画の実施

(就労移行支援・就労継続支援事業者)

継続サービス利用支援費
(基本報酬)

継続サービス利用支援等

サービス等利用計画等の変更

サービス担当者会議

学齢期(教育) から成年期へ

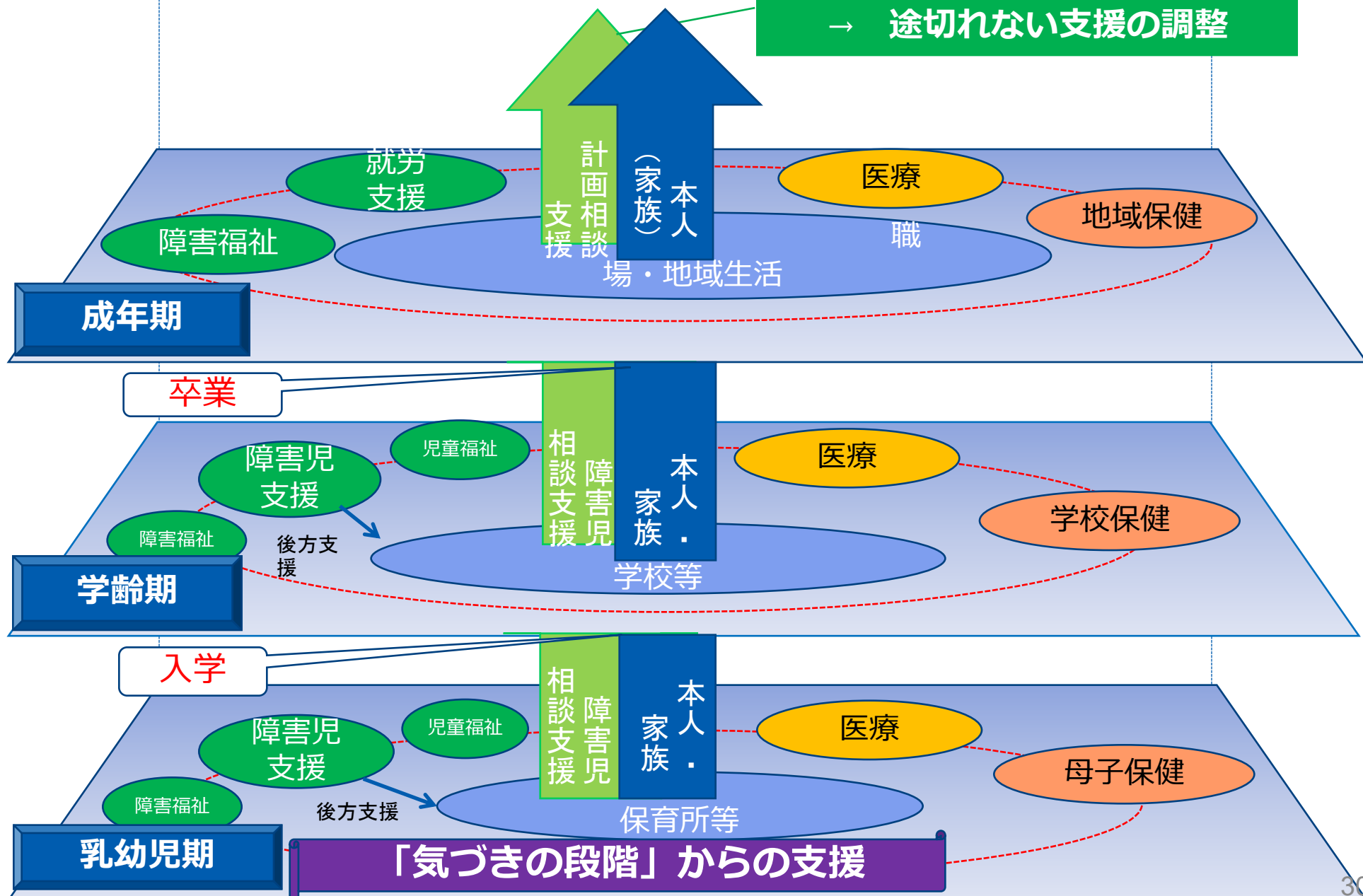
- 学校からの引継ぎ（個別移行支援計画など）
- 児童の福祉サービスからの引継ぎ

児童期までのアセスメントや支援を次の成年期で
どのように活かせるか

連携においては「誰のための・何のため」の支援なのかを意識することが大事

地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



相談支援専門員とサビ児管との連携について

社会福祉法人 唐池学園 貴志園
園長 富岡貴生

法定研修における多職種連携の位置づけ

相談支援従事者現任研修とサビ児管実践研修での「連携」

標準カリキュラム（現任研修）

1 日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状（1.5時間）
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法（3時間）
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法（1.5時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
2 日目	講義 演習	個別相談支援とケアマネジメント（6時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
3 日目	講義 演習	相談援助に求められるチームアプローチ（多職種連携）（6時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
4 日目	講義 演習	地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践（6時間）

標準カリキュラム（実践研修）

1 日 目		研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
	講義	障害者〈児童〉福祉施策の最新の動向【1時間】
	講義 演習	モニタリングの方法（講義・演習）【2時間】
		個別支援会議の運営方法（講義・演習）【4.5時間】
サービス〈支援〉提供職員への助言・指導について（講義・演習）【1.5時間】		
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）【2時間】		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）【50分】		
2 日 目		（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）【50分】
		サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）【110分】

相談支援専門員・サビ児管ともに、法定研修の中に「多職種連携」の講義・演習があり、その中で互いの連携が求められています。しかし、連携がうまくいかない背景には何があるのだろうか。

相談支援専門員とサビ児管が連携することの目的

連携とは、互いに協力し合い、物事に取り組んでいくことをいう。具体的には、①目的を同じくする者同士が、②連絡を取り合い、協力して何かを行うことを意味します。

相談支援専門員とサビ児管との連携の目的は、**「地域社会生活の創出」**です。利用者が豊かな地域社会生活が送られるよう（希望する生活を実現するために）、異なるバックグラウンドを持った人たちが見識をぶつけ合い、新しい発見や可能性を見出していくことが必要になります。

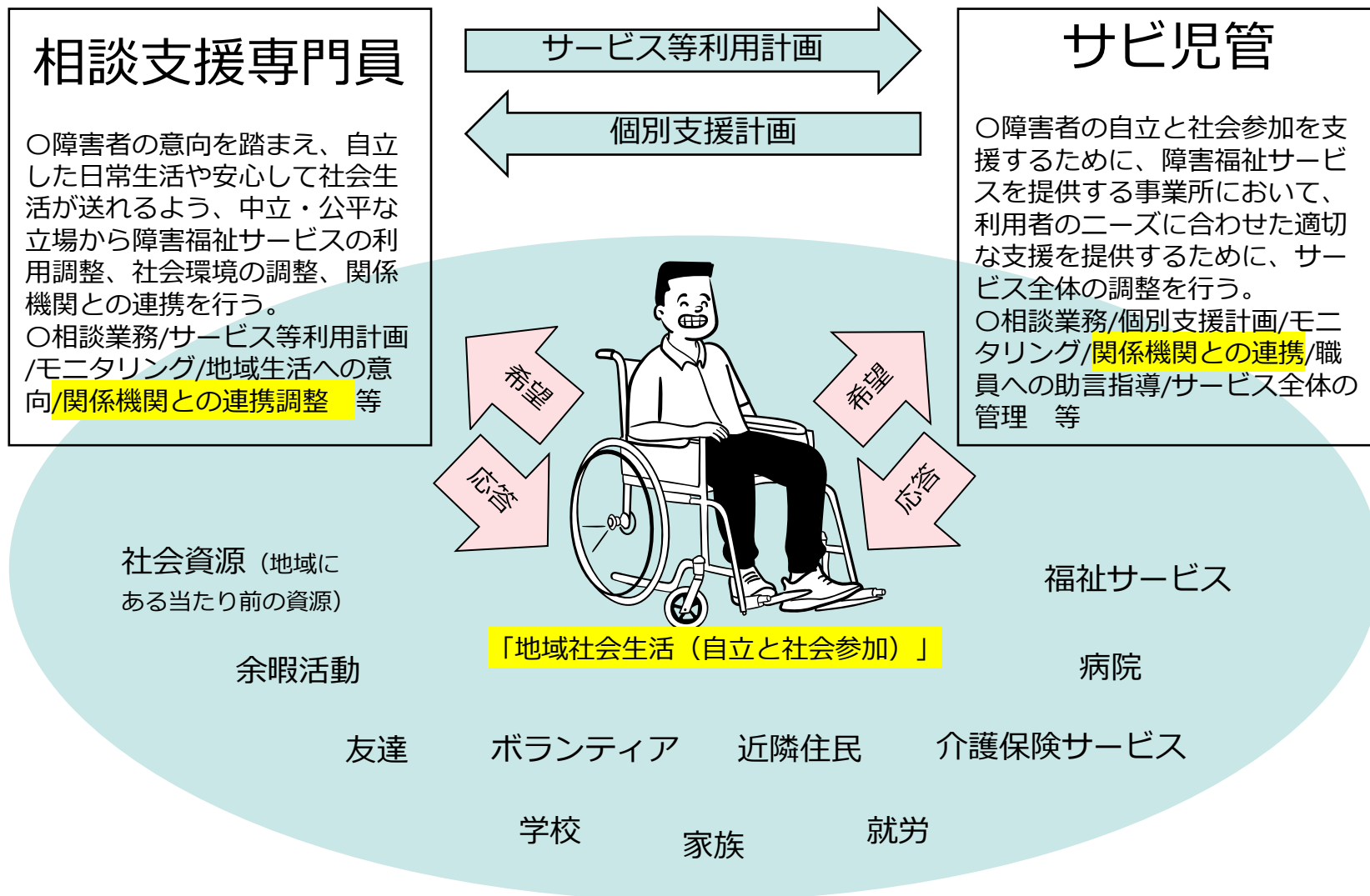
「利用者の地域社会生活の創出」は、相談支援事業所だけで、もしくは自事業所内では完結しません。なぜなら、利用者の生活は、福祉サービスだけで成り立っているのではなく、**福祉サービスを利用しながらも、地域社会の中で生活が送られている**からです。

家族や学校、近隣、職場等の社会環境の変化によって利用者の日常生活にも影響を与えます。逆に、生活が安定し、心が平穏であると、余裕が生まれてきます。このような変化を察知し、相談支援専門員、サビ児管との連携を基軸としながら多職種連携へと広げていくのです。

サービス利用が適切かどうかの視点だけの相談支援専門員のモニタリング、利用者の不適応行動によるサビ児管からの連絡だけが両者の接触の中心（連携）となっていないだろうか。これでは本来の連携の目的を達成することができません。

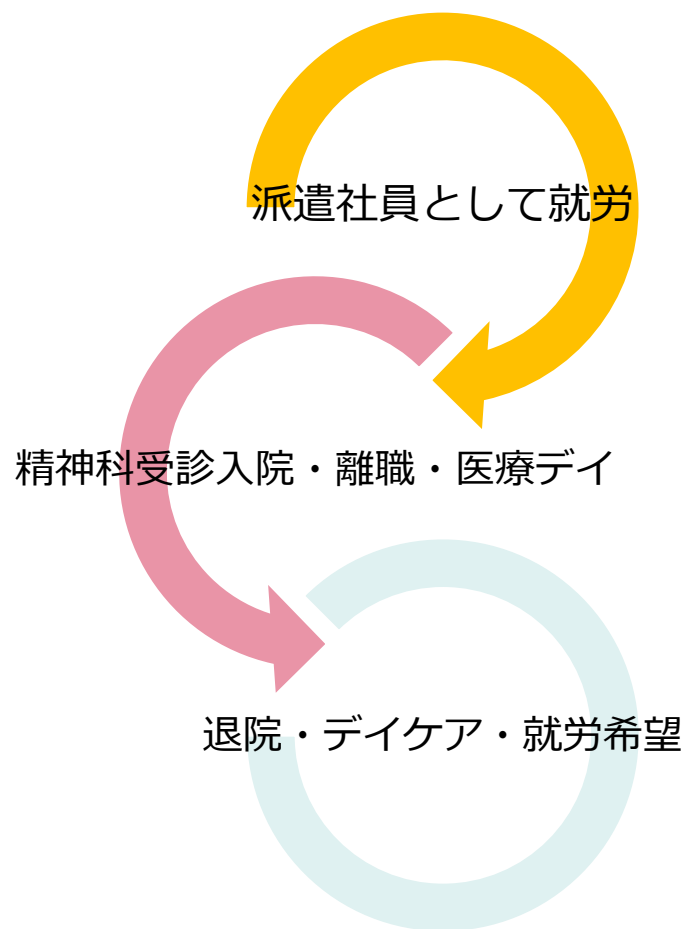
相談支援専門員とサビ児管が連携することの必要性

地域社会生活の創出を意識しながら各々がサ計画、個計画を作成し、連携する



相談支援専門員とサビ児管との連携事例

福祉サービスを利用する前



ODさん29歳、女性、独身

○両親と弟と暮らし、派遣社員として大手の会社に勤めていた。

○2年前から体調を崩して、精神科クリニック受診。不安定につき精神科病院に入院となる。半年の入院で職場は退職した。

○退院後は病院の作業室、デイケアに通いはじめた。

○現在は、症状安定し自宅からデイケアに通い、就労をめざした支援を希望している。

相談支援専門員とサビ児管との連携事例

福祉サービスの利用

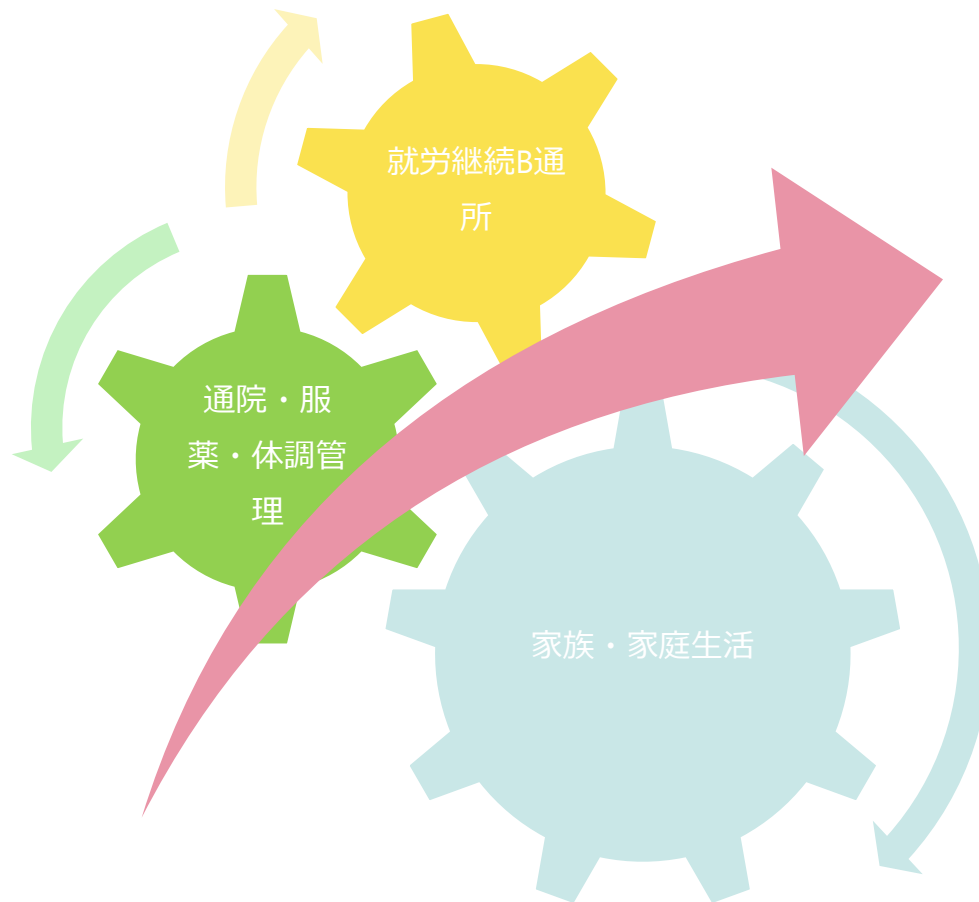


相談支援専門員とサビ児管との連携事例

新たなニーズへの対応は？

【1か月目】

安定した通いや作業参加ができている。通うことで生活のリズムも安定しているようだ。他のメンバーとの距離の持ち方で悩みもあるようだが、主治医に相談ができている。



【2か月目】

週3日の通所で続けている。多少無理しているところもある。生活のリズムは安定、作業所内の苦手な人(メンバー・職員)との関係の持ち方。自分の調子の把握に悩むところもある。

ドライブ・映画？

各々の役割に立って利用者の地域社会生活を考え、連携して支援する

かかわり続けることで利用者の変化が見えてくる（福祉の視点で地域生活全般を考えることができる職種）

